

農業用機械設備の購入を支援します

～ みなかみ町認定農業者営農支援事業補助金 ～

みなかみ町認定農業者等の意欲ある担い手、農業者が認定された農業経営改善計画の実現や経営の向上・経営安定のための設備投資を支援し、みなかみ町の力強い農業経営体を育成します。

1 補助金のポイント

補助対象者

農業経営改善計画を提出している認定農業者であり、農業用機械、農業用施設等の導入により経営発展や目標達成を目指す者

かつ以下の要件を満たしている農業者

- ・みなかみ町認定農業者である個人または法人
- ・町内に住所を有すること
- ・町税等の滞納がないこと

補助対象事業

- ・農業用機械の購入
- ・農業用施設の整備
- ・農業用設備の導入

補助率

- ・補助対象経費の10分の3とする。（上限30万円）
- ・補助対象経費の消費税抜きの額とし30万円以上であるものとする。
- ・予算の範囲内で実施する。

2 申請の手続き

申請期間 1次募集/令和7年5月12日～30日 2次募集/令和7年10月1日～21日

申請時添付書類

- ・みなかみ町認定農業者の認定書写し
- ・補助対象事業の内容が確認できる資料の写し
- ・補助対象事業に係る見積書の写し

補助金交付申請時の注意点

- ・補助金申請時には添付書類をすべてご用意ください。不足していると受理できません。
- ・補助金申請が受理されると書類審査等を行ったあと、交付決定通知又は不採択通知が出されます。
- ・申請は1年度毎に1回を限度とします。採択は幅広い方に利用してもらうため当補助を受けていない方を優先して採択していきます。